

大分県スタートアップ支援ファンド 無限責任組合員募集要項

令和8年（2026年）7月
大分県商工観光労働部
経営創造・金融課

大分県スタートアップ支援ファンド 無限責任組合員募集要項

1 本事業の目的

国は、スタートアップやイノベーションの担い手を経済成長のドライバーとして位置付け、「スタートアップ育成5か年計画」を令和4年（2022年）11月に策定し推進している。

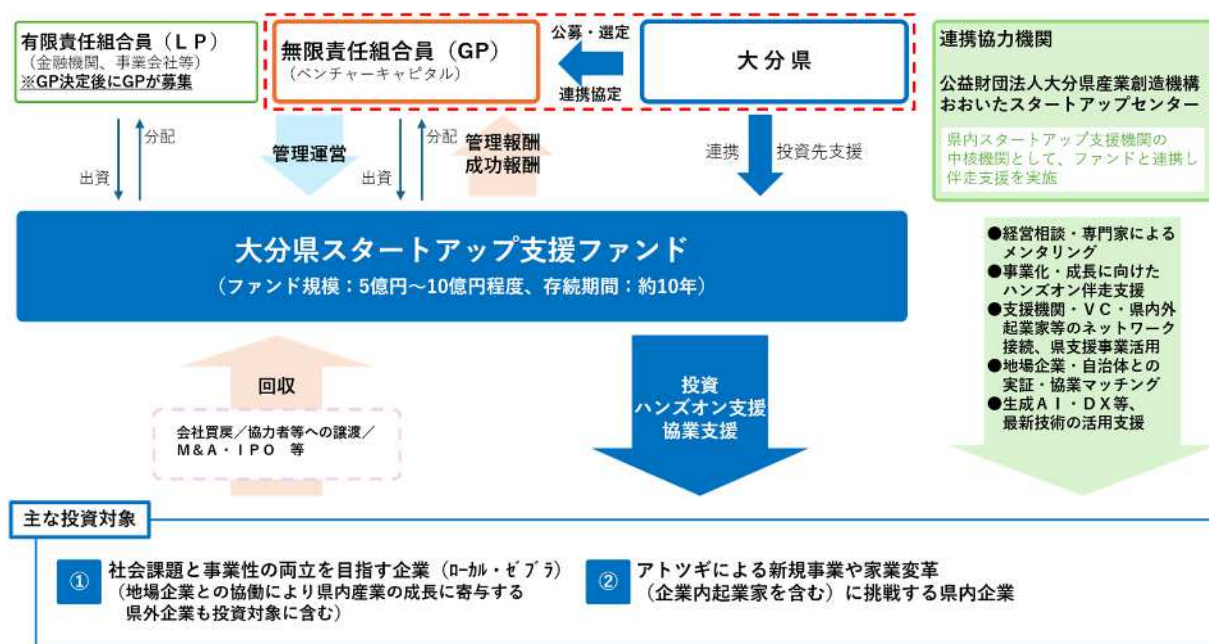
本県においては、ビジネスチャレンジコンテスト「OITAゼロイチ」の実施等、おおいたスタートアップセンターを中核に段階に応じたスタートアップ支援に取り組んできている。特に、家業の変革に挑む「アトツギ」の機運が極めて高く、「アトツギ甲子園」では全国第2位の登壇企業数を誇るなど堅調に実績が示されており、本県が目指すイノベーション創出においては、先進技術を有する企業だけでなく、地場産業・家業の変革に挑む「アトツギ」や「企業内起業家」、更には地域課題の解決と事業性を両立させるプレイヤー（ローカル・ゼブラ企業）の躍進が不可欠である。また、県内産業との連携を通じて地域に貢献できる県外企業の呼び込みも重要である。

一方、県内においては、事業立ち上げ段階における、成長初期に必要な資金供給と継続的な経営サポートが不足しており、これが事業の飛躍への大きな障壁となっている。

こうした背景を踏まえ、本県は、「大分県スタートアップ支援ファンド」を新たに組成する。このファンドの資金運用、投資判断、伴走支援については、公募によって選定した無限責任組合員（以下、「GP」という。）の専門的知見を最大限活かした運営を旨とし、県は敢えて出資せず、民間資金の呼び込みやスタートアップ企業の発掘などの業務を通じてGPと協働してファンドを運営したいと考えている。選定されたGPとは、責任と役割を明確化するため、事後に連携協定を締結する。

これにより、県内外の多様な挑戦者が躍動する資金調達環境を整備し、大分発の持続可能なイノベーション創出と地域経済の持続的な成長に寄与することを目的とする。

【ファンドスキームのイメージ】



2 GPの役割

- ・ファンドの組成及び運営
- ・地域課題を解決するスタートアップ等への投資
- ・出資先企業へのハンズオン支援
- ・定期的な投資先進捗報告書の作成・報告（詳細は「8 報告義務」を参照）
- ・県との連携強化と情報共有

3 ファンドの要件

(1) 基本スキーム

- ① 本ファンドの法的形式は、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に基づく投資事業有限責任組合であること。
- ② 本ファンドの全組合員の出資約束金額の総額は、5億円以上となることを目標としていること。
- ③ 有限責任組合員（以下、「LP」という。）については、民間事業法人、金融機関及び公的な中小企業支援機関等を想定していること。

(2) 組成時期及び存続期間等

- ① 令和8年度中に組成することを想定していること。
- ② 本ファンドの存続期間は10年間以上とすること。ただし、組合員間の合意の上で、この存続期間を延長又は短縮することも可能とする。
- ③ 本ファンドの投資期間（新規投資を決定又は実行できる期間をいう。）は5年間を基本とすること。ただし、組合員間の合意の上で、この投資期間を延長又は短縮することも可能とする。

(3) 分配金及び余剰資金の取扱い

- ① 投資回収金は適宜、LPに分配すること。
- ② 定期的に、追加投資及び管理報酬その他の費用として使用する予定のない余剰資金を見積り、余剰資金はLPに返還すること。
- ③ 投資期間の終了後、投資総額が組合契約に定める水準を超えない場合には、組合員間の合意の上で、当該投資総額、当該事業年度末までの新規投資予定額（投資実行及び投資金額が決定している案件に係るものに限る。）、追加投資予定額及び管理報酬その他の費用の合計金額まで、出資約束金額を引き下げることができるものとする。
- ④ 投資期間終了後における追加投資は、組合員間の合意の上で、行えるものとする。

4 県内スタートアップの定義

本ファンドの投資対象となる県内スタートアップは、以下の全ての要件を満たす企業とする

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 以下のいずれかに該当すること。

- ① 大分県の社会課題の解決に取り組みながら、事業として自立・成長を目指す企業（ローカル・ゼブラ企業）

- ②「アトツギ」など地場産業や家業の変革・革新に取り組む企業（企業内起業家を含む）
- ③新しい技術の活用又は斬新なサービス等、新規性がある事業を加速度的に成長させる企業
- （３）法人登記簿上の本社又は本店が大分県内にある企業又は主たる事業所が大分県内にある企業であること。
- （４）金融商品取引所に株式が上場されていないこと。

5 応募資格

応募時点で以下の全ての条件を満たす法人等

- （１）金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）において、自らが G P となり、本ファンドを組成し運営を行うことのできるもの。（G P は 1 者でも複数者による共同提案でもどちらでも可とする。）
※提案者が「適格機関投資家等特例業務の届出者」である場合、公募期間最終日に金融庁ホームページ等で確認できることが必要となる。
- （２）現在もしくは過去において投資事業有限責任組合の G P として業務執行の経験や実績を有していること、もしくは、スタートアップ等への直接投資実績を有していること。
なお、G P の数が複数者による共同提案をする場合は、これらの者が含まれていること。
- （３）事業税その他租税の未申告・滞納がないもの。
- （４）破産法（平成 16 年法律第 75 号）に規定する破産者で復権を得ない者でないこと。
- （５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始申立、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始申立がなされていないもの。
- （６）過去 2 年以内に銀行取引停止処分を受けていないもの。
- （７）債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないもの。
- （８）大分県暴力団排除条例（平成 22 年大分県条例第 33 号）第 2 条第 1 号から第 2 条第 3 号までの規定に該当しない者であること。
- （９）一般競争入札の参加者の資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4）に規定された各号の要件に該当しないもの。

6 投資方針

本ファンドが投資する対象は、以下の企業とする。ただし、県内企業を優先するが、県内産業との協働*により地域に貢献できる県外企業も対象とする。

- （１）大分県の社会課題の解決に取り組みながら、事業として自立・成長を目指す企業
- （２）「アトツギ企業」など地場産業や家業の変革・革新に取り組む企業
- （３）新しい技術の活用又は斬新なサービス等、新規性がある事業を、加速度的な成長を目指す企業

【県外企業の「協働」とは、以下の形で県内産業の発展に実質的に貢献することを指す】

- ・ 県内企業・産業との継続的かつ戦略的なビジネスパートナーシップ
（単なる一時的な取引ではなく、相互に成長・発展を目指す関係）
 - ・ 県内での雇用創出と人材育成への実質的な貢献
（営業拠点設置、本社機能の移転、研修施設の設置等）
 - ・ 県内の社会課題解決への事業的な関与
（過疎地域での事業展開、産業の後継者支援等、県内課題の解決に直結する事業）
- ※上記のほか、投資リターン確保のため、県内産業との協働の要件を満たさない場合でも、成長ポテンシャルの高い企業への投資を一部認めることとする。

本ファンドを通じ、県内外の多様な挑戦者の躍動する資金調達環境を整備する。

7 GPに対する報酬

GPに対する報酬は、本ファンドの主な投資対象や投資形態を勘案した、運営等のための管理報酬及び成功報酬とし、本ファンドの規模からそれぞれ適切に設定すること。

管理報酬により賄われるべき費用の範囲は、投資先の調査・審査、投資先に対する支援及び組合事業の運営に要する費用を基本とする。

8 報告義務

(1) 定期報告

GPは、LPに対し、組合の資産状況及び以下に掲げる事項等を記載したレポートを、少なくとも半期ごとに提出すること。

(2) 随時報告

前述のレポートとは別に、以下に該当する場合は、遅滞なく報告すること：

- ① 投資実行した場合の投資先企業の概要及び投資額等（投資実行翌月末まで）
- ② 投資先企業に発生した以下の重要な事実
 - ・ 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡等
 - ・ 事業の休止又は廃止
 - ・ 破産、会社更生若しくは民事再生の手続開始申立等
 - ・ 上場承認
- ③ 売却・償還等による処分収入を得た場合の当該投資先企業の概要及び売却額等（処分収入を得た翌月末まで）

(3) ハンズオン支援の報告

投資先企業に対するハンズオン支援の内容を、半期ごとのレポートに記載すること。

(4) 運用報告会

GPは、LPに対して、投資先企業の収支及び雇用その他の経営状況等を報告する運用報告会を、年1回以上開催すること。

(5) 情報開示

GPは、LPから要請があった場合に、LPに対し、投資活動に関する情報の開示を行うこと。

(6) 大分県への報告

G Pは、年1回又は本県からの求めに応じて、投資先企業が本県の産業振興に貢献した内容（本県での新規雇用者数、本県への拠点設置等）を取りまとめ、本県へ報告すること。

9 反社会的勢力への対応

- (1) 全ての組合員が、契約時点及び組合員である全期間において、反社会的勢力に該当しないことを、表明及び保証すること。
- (2) 上記(1)に虚偽又は違反があることが判明した場合には、組合員の除名事由に該当するものとする。
- (3) 本ファンドの投資対象から反社会的勢力を除外すること。

10 県の関与

- (1) G Pが開催する本ファンドの運営に係る投資委員会に、本県は、本県職員をオブザーバーとして出席させることができる。
- (2) 本県は、外部専門家を活用しながら、G Pに対し、投資先企業の経営状況及び組合の運営状況の把握を行うなどのモニタリングを実施するとともに、意見交換を行うことができる。
- (3) 本県は、G Pの財務内容等の経営状況及びコンプライアンス体制について、必要に応じ報告を求めることができる。
- (4) 本県は、G Pに対し、投資先候補に係る情報提供を行うことができる。
- (5) 本県は、G Pに対し、本県が実施するスタートアップ支援施策との連携を要請する場合があります、G Pはその際、可能な範囲で協力すること。
- (6) G Pが、本県の名称を用いる場合は、本県の社会的信用を低下させないように努めること。また、本県の名称を使用する際は、本県が定める諸規定等に従うものとし、G Pがこれらに違反した場合、本県は名称の使用を禁止することができる。
- (7) 本ファンドに係る募集活動、投資活動及びその他本ファンドの運営は、全てG Pの責任において行われ、本県は一切責任を負わない。

11 公募スケジュール

- | | |
|--------------|--------------------------|
| ・公募開始 | 令和8年(2026年)7月21日(火) |
| ・質問書提出期限 | 令和8年(2026年)8月7日(金)17時必着 |
| ・質問書回答 | 令和8年(2026年)8月17日(月) |
| ・応募書類提出期限 | 令和8年(2026年)8月26日(水)17時必着 |
| ・プレゼンテーション審査 | 令和8年(2026年)9月1日(火)午後 ※予定 |
| ・審査結果の公表 | 令和8年(2026年)9月中旬 ※予定 |

(1) 質問書

募集要項等の内容等について、下記の提出期限内で質問を受け付ける。

①別紙1「質問書」に必要事項を記載し、「15 問い合わせ先・書類等提出先」に記載のメールアドレス宛に提出すること。

②提出期限 令和8年（2026年）8月7日（金）17時00分必着

③質問書の回答

質問者を伏せて、令和8年（2026年）8月17日（月）までに、大分県ホームページにて公開する。

（2）応募書類

以下に掲げる書類を紙媒体で6部（③以下は1部）及びPDF形式に変換した電子データを提出すること。

①ファンド提案書（任意様式）

②会社紹介資料、パンフレット等 ※任意

③投資事業有限責任組合契約書（案）

※「（投資事業有限責任組合契約書例及びその解説（令和7年版）」をベースにして、相違する箇所があれば、当該箇所を赤字や、コメントを付す等、分かりやすく明示すること。

※経済産業省HP：<https://www.meti.go.jp/press/2025/06/20250623001/20250623001.html>

④履歴事項全部証明書（直近3か月以内に取得したもの）

⑤法令上、自らがGPとなり、ファンドを組成し運用することができる法人であることを証する書面（写）

⑥確定申告書（写）（決算書・直近3期分）

⑦誓約書兼同意書（別紙2）

⑧その他大分県が審査上必要と認め、別途提出を求める書類

1.2 提案書への記載事項及び審査項目（詳細は別紙3）

（1）投資実績・運営体制

①ファンド運営体制及び実績

- ・提案者概要（経営理念、沿革、特徴、コンプライアンス体制等）
- ・運営体制（人員体制・役割・ターンオーバー等）
- ・直近3期の決算状況と今期の見込み

※設立後3期を経過していない場合は、全期間の決算状況・実績（ファンド運営及び直接投資実績）

②組合組成の確実性

- ・LP候補（LP候補者及び金額・調整状況）、ファンド規模
- ・組合組成に向けた取組内容及びスケジュール等
- ・適格機関投資家等特例業務の届出者である場合、適格機関投資家の候補

③管理報酬・成功報酬の考え方

- ・管理報酬及び成功報酬（算定方法等）

（2）投資戦略・育成方針

④ファンドの対象領域

- ・投資の対象となる領域（投資先の方向性）
- ・投資ポートフォリオの考え方
（県内企業と県外企業の投資配分比率、各カテゴリー別の投資方針）
- ・ファンドの独自性（スタートアップのニーズや差別化）
- ・投資リターン確保と地域貢献のバランス
- ⑤投資先の選定方法
 - ・投資決定プロセス・基準（経済的リターン、関連課題の解決に向けた取組）
 - ・現時点で想定している投資先候補
- ⑥投資先企業の育成方針・Exit 方針
 - ・投資先企業の育成方針
 - ・Exit 方針
- （３）その他本ファンドの運営に関連するノウハウ・ネットワーク等
 - ⑦組合運営方針・大分県施策等との連携
 - ・有限責任組合との連携に期待すること
 - ・大分県その他施策との連携
 - ・その他本ファンドに関連する追加提案等

1.3 審査について

- （１）開催日（予定）
令和 8 年（2026 年）9 月 1 日（火）午後
（具体的な日時は、応募者に別途連絡する。なお、応募が 1 件であっても審査会による選定を実施する）
- （２）開催方法
現地参加（大分県庁舎本館）
- （３）審査方法
 - ①事前審査
本県職員が、提出書類の不備、記載事項、応募資格要件等の確認及び必要に応じて外部有識者等からの意見聴取を行う。
この際に、本県からの提出書類の不備に対する資料要求および記載事項の修正指示等に従わない場合、本県が設定した期限内に対応しない場合又は応募資格要件を満たさない場合は失格とする。
 - ②プレゼンテーション審査
 - ・外部有識者及び本県職員で構成された審査委員会による審査を行う。
 - ・応募者は、自らの応募内容を説明し、その後、審査委員より質疑応答を行う。
（説明：15 分、質疑応答：20 分）
- （４）審査結果
令和 8 年（2026 年）9 月中旬（予定）に、大分県のホームページで公開するとともに、書面により通知する。

1 4 留意事項

本県から資料の提出や説明を求められた場合、応募者は速やかにその対応を行うこと。

本県は、やむを得ない事情がある場合、本要項に定めるスケジュールや手続について、予め通知の上、変更又は中止することができるものとする。

なお、本県は、上記の変更又は中止によって生じるいかなる損害、損失又は費用に対し、一切の責任を負わないものとする。

1 5 問い合わせ先・書類等提出先

大分県商工観光労働部

経営創造・金融課 スタートアップ推進班 担当：吉賀

- ・電話番号：０９７－５０６－３２３２
- ・メールアドレス：a14120@pref.oita.lg.jp
- ・住所：〒870-8501 大分市大手町３丁目１番１号